第４編　給　与

○役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和 61 年４月１日規程第４号
一部改正　平成４年４月１日規程第２号
一部改正　平成５年 10 月１日規程第９号
一部改正　平成８年４月１日規程第４号
一部改正　平成 21 年４月１日規程第３号
一部改正　平成 29 年１月 10 日規程第６号
一部改正　平成 31 年３月 20 日規程第７号
一部改正　令和２年３月 27 日規程第３号
一部改正　令和７年３月４日規程第２号

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、評議員、監事及び非常勤の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費　用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の報酬）

第２条　会長の報酬は、月額 60,000 円とする。

（報酬及び費用弁償）

第３条　役員等が招集に応じ、会議及び研修等に出席した時は、次の各号に定める報酬（会長を除く。）及び費用弁償を支給する。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条第１項に規定する一般職に属する地方公務員については、これを支給しない。

（１）報酬　　3,000 円
（２）費用弁償　　0 円

（旅費等）

第４条　役員等が業務のため町外に出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額は、遠賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の旅費相当とする。

（支給方法）

第５条　前条各号に規定する報酬（会長を除く。）、費用弁償及び旅費は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　会長報酬は、本人名義の金融機関口座への振り込みとし、その支給日は毎月 21 日とする。ただし、支給日が金融機関の休日に当たるときはその直前の日とする。

（補則）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則（昭和61年規程第４号）

この規程は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（平成４年規程第２号）

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年規程第９号）

この規程は、平成５年10月１日から施行する。

附　則（平成８年規程第４号）

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成21年規程第３号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成29年規程第６号）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月21日規程７号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月27日規程３号）

この規程は、令和２年３月27日から施行する。

附　則（令和７年３月４日規程第２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。